# 令和4年度舟渡おとしより相談センター 事業計画書

# 1 組織・運営体制等

# (1)組織・運営体制

○重点事業・目標の設定

目標	複合世帯の課題(8050、ダブルケア)、頼る人がいない、周囲が気づいていても対応がわからない、見て見ぬ振り、貧困、生活困窮など社会的孤立や排除がある現状。分野を超えた課題に対して、総合的に相談に応じる体制づくり。	
重点事業 ※実現可能な範囲であれば複数チェック内は具体 りかな方針を簡潔に 記載	□ 総合相談支援事業 ( ) □ 権利擁護事業 ( ) ② 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 (地域の介護支援専門員と研修を協働開催) ② 地域ケア会議の実施 (住民参加型の小地域ケア会議を開催) ② 在宅医療・介護連携推進事業 (医療機関へ訪問面談し、連携強化) □ 生活支援体制整備事業 ( ) □ 認知症総合支援事業 ( ) □ 介護予防・生活支援サービス事業 ( ) □ 一般介護予防事業 (「予防」を目的とした居場所づくり)	

# ○研修計画 ※個人情報保護措置の研修については必須記載※

センター主催	【研修内容】個人情報保護措置、災害対策 【時期】8月、11月 【回数】各2回
法人主催	【研修内容】高齢者虐待予防、感染予防 【時期】7月、10月 【回数】各2回

# ○センターの周知計画及び夜間・早朝や休日等の緊急時における連絡体制

センター周知計画	<ul><li>☑チラシなどの配布 □出前講座などの活用</li><li>☑地域行事への参加 ☑SNS・HPなどの活用</li><li>□その他( )</li></ul>
緊急時における連絡体制 (センター内)	<ul><li>✓緊急時の連絡網の策定</li><li>□その他( )</li></ul>
緊急時における連絡先・窓口の周知方法 (住民向け)	□自動再生アナウンスによる緊急連絡先の案内 ☑輪番制による携帯電話への転送 □留守番電話の録音案件への折り返し対応 □併設施設への電話転送による対応 □その他( )

# (2) 利用者満足度の向上

○苦情対応体制の整備

Q.	苦情效	対応体制を整備し、	苦情内容や苦情への対応策	について記録しているか。
	$\square$	記録している		記録していない

**※上記で「記録している」を選択した場合、記録の管理方法を記載する。** 介護保険苦情相談室へ提出した書類をファイルにまとめて一括管理している。

# ○プライバシー確保のための環境整備

- ☑ 個人情報の取り扱いについて区の契約・法人の規定などに基づき対応している。
- ☑ 相談スペースの確保を行い、相談しやすい環境を整備している。
- ☑ PC 端末の画面が関係者以外に見えないよう配置への配慮を行っている。
- □ その他 ( )

# 2 個別業務

- (1)包括的支援事業
- ① 総合相談支援事業
- ア 総合相談・個別支援・家族介護支援
- ○総合相談支援全般に関する取組計画

【総合相談内容や個別支援における課題や家庭状況の傾向・ニーズ】

訪問、面談等により、高齢者や家族介護者等の個々の実態把握を行い、アセスメントした上で支援を行う。

【把握した傾向やニーズに対しての対応・計画】

相談を受けたり支援を実施したりした際は、総合相談記録票へ記録する。把握した内容をセンター内ミーティング等で検討し、QOLの向上に向けた支援に務める。

#### イ 地域包括支援ネットワーク構築・実態把握

○地域における現状やニーズの把握に関する取組計画

#### 【地域特性の把握内容】

高齢化が進む中、長期的に近隣との関わりが希薄な住民の増加は避けられない状況。「板橋区版 AIP」にある住民を主体とした多職種連携を目的として、早期発見・対応ができるネットワーク構築に取り組む。

#### 【町会・自治会・民生委員等との連携にかかる計画】

情報交換の日常化を図るため、各関係機関における会議等への参加を継続する。その過程で、 見守り活動の質を強化する。

#### 【相談協力員連絡会の計画】

地域包括ケアシステム構築に貢献できる相談協力員としての質の向上を目的とし、連絡会や勉強会を計画する。

#### ○地域における関係機関・関係者のネットワークの管理

把握情報	<ul><li>✓ 介護サービス事業者</li><li>✓ その他(</li></ul>	☑ 医療機関 ☑ 民生委員
管理方法	<ul><li>□ マップ(紙)</li><li>☑ リスト(紙)</li><li>□ その他(</li></ul>	<ul><li>□ マップ (データ)</li><li>☑ リスト (データ)</li><li>)</li></ul>

# ウ 高齢者見守り事業

高齢者見守り	・新規登録者へ訪問し、生活状況の把握を行う。
ネットワーク事業	・見守り対象者名簿登録者に対して、介護予防、熱中症予防等について掲載したセンターだよりを郵送する。
高齢者見守り キーホルダー事業	個別支援における訪問時、または地域での各種イベント参加時や老 人クラブ、サロンでの出前講座、地域での出張相談会等で登録や普 及啓発を行う。

#### ②権利擁護事業

- ア 高齢者虐待の防止・対応
- ○高齢者虐待の防止・対応に関する取組計画
- ・高齢者虐待ネットワークの構築:事業者交流会や住民等のサロン交流会などを通して、生活 に密着した位置から相談を受け止めたり、生活の変化に気づいてもらってその情報を当セン ターに伝わるようにしたりと啓発する。
- ・相談からの流れ:相談、通報の受け付け後、実態を把握し区へ指定の書式において連絡し、 対応を検討。その後、サービス、制度、機関へ繋ぎ、モニタリングを行う。

#### イ 困難事例への対応

○困難事例への対応に関する取組計画

早期に実態把握を行い、所内で支援策を検討して早期対応を行う。個別支援における速やかな 多職種連携(情報交換、助言等)を図る体制構築を目的として、専門職(医師、弁護士、児童 相談関係者、障がい者相談関係者、警察署、消防署(救命救急)等)との連携を図る。

- ウ 消費者被害の防止・対応
- ○消費者被害の防止・対応に関する取組計画

消費者被害を受けた等の相談の際は消費者センターへ、特殊詐欺に関する相談の際は高島平、 または志村警察署の防犯係へ連絡し、問題解決の為に支援する。

消費者被害や振り込め詐欺を未然に防止する為、住民や相談協力員への情報提供を行う。

#### 工 成年後見制度利用支援

○成年後見制度利用支援に関する取組計画

認知症などにより判断力の低下による生活課題がある高齢者を把握した場合は、サポセンと連携し、区長申立を含む成年後見制度や地域権利擁護事業の活用の検討及び利用支援を行う。

#### ③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

- ア 包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備
- ○包括的・継続的ケアマネジメントにおける環境整備に関する取組計画

「ケアレンジャー舟渡(専門職が抱える課題解決を目的に、共に成長する地域の介護支援専門員仲間)」との協働により、継続的に包括的・継続的ケアマネジメントにおける環境整備に関する事業者交流会(研修、事例検討会等)の企画・運営に取り組む。

本質的な地域課題を一つに絞り切れていない。地域の主任介護支援専門員が個々に抱える多問題ケースについて、包括的なケアマネジメントの観点から一つ一つに向き合い、分析する必要がある。

# ○事業者交流会の開催計画

研修	【参加対象】介護支援専門員 【テーマ】医療との連携、実地指導について 【実施時期・回数など】6月頃、11月頃
事例検討会	【参加対象】介護支援専門員、行政機関、住民 【テーマ】身寄りのない認知症高齢者の支援、自己実現の為に 【実施時期・回数など】5月頃、10月頃
上記以外の 意見交換会	【参加対象】 【テーマ】 【実施時期・回数など】

# イ 介護支援専門員等への支援

- ○介護支援専門員等への支援(ケアプラン自己作成も含む)に関する取組計画
- ・介護支援専門員との連携を要する事例の相談、支援内容を整理し、分析する。所内で検討し、 分析結果により明らかになった支援を困難にしている課題の解決に向けたPDCAサイク ルに取り組む。
- ・ケアプラン自己作成者については、当センターが窓口となり、支援を行う。

# ④地域ケア会議の実施

- ○地域課題等を踏まえた地域ケア会議の実施計画
- ・小地域ケア会議:日頃、住民や介護支援専門員等から寄せられる情報を勘案し、潜在化していると思われる地域課題について、当センターで把握した個別課題を一般化し、テーマ及び参加者の選定を行い、開催する。(年1回以上)
- ・地区ネットワーク会議:住民を主体とした会議に専門職が参加し、開催する。内容としては、 当センターの活動報告、出席者間でのデスカッションを通して相互理解の上で「板橋区版A IP」の具現化を目的とする。

# ⑤在宅医療・介護連携推進事業

- ○在宅医療・介護連携推進のための多職種連携に関する取組計画
- ・医師会、薬剤師会、歯科医師会等による在宅療養の質の向上に係る講演会や勉強会へ参加。
- ・多職種連携による在宅医療の支援体制の構築を目的とし、地域の診療所への訪問活動を行う。

# ⑥生活支援体制整備事業

○協議体及び生活支援コーディネーターとの連携・協働に関する取組計画

舟渡及び高島平の支え合い会議へ参加し、後方支援を行う。

当センターが把握した地域課題を投げかけながら、社会資源の活性化や開発を目指して、助け合い・支え合いの地域づくりを推進する。

# ⑦認知症総合支援事業

認知症の普及啓発・ 認知症予防の推進に関する 取組計画	・認サポ養成講座:高島第一中学校3学年、ふれあい館職員を対象に実施する。 ・認地笑かるた:地域のサロンへの出前講座で活用する。
医療・ケア・介護サービス・家族介護者への支援に 関する取組計画	<ul> <li>・もの忘れ相談:年3回実施。</li> <li>・初期集中支援事業:隔月で初期集中支援チーム員会議を行う。</li> <li>・多職種連携による在宅医療の支援体制の構築を目的とし、地域の診療所への訪問活動を行う。</li> <li>・相談時に、認知症ケアパスを活用する。また、地域のサロンでの出前講座等で啓発する。</li> <li>・認知症カフェ「ゆずり葉」への活動支援を月2回行う。脳トレ体操などを行い、認知症予防に関する情報提供を行う。また、農園スペースで農作業の役割を担うサポートを行う。</li> </ul>
地域支援体制の強化、認知 症バリアフリーの推進、 若年性認知症、社会参加支 援に関する取組計画	認知症サポーターやキャラバン・メイトの協力を得て、認サポ養成 講座(2回:中学校、ふれあい館職員)、声かけ訓練(1回)を行う。 併設施設敷地内に農園スペースを作り、認知症予防活動を支援す る。
認知症地域支援推進員としての重点的な取組計画	併設施設敷地内に農園スペースを作り、認知症予防活動を支援する。認知症予防の一環として、支え合い会議舟渡構成メンバーの協力により、住民主体の高齢者の集いの場となる様に展開する。

#### (2) 介護予防・日常生活支援総合事業

- ①介護予防・生活支援サービス事業
- ア 介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)
- ○介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業) に関する取組計画
- ・栄養、口腔、運動機能のアセスメントに配慮し、QOLの向上を目的に多職種連携を図る。 モニタリングにより評価する。
- ・フレイル予防 (老年症候群の早期・対応)を目的として、診療所等へのアプローチを行う。
- イ 短期集中型通所サービス、住民主体の通所型サービス
- ○要支援1、2、事業対象者のサービスの利用に関する取り組み計画

モニタリング評価を行い、医療連携を図りながら、要介護状態への悪化を予防する。

#### ②一般介護予防事業

- ア 介護予防把握事業
- ○事業対象者の把握及びチェックシートの活用に関する取組計画
- ・サロン等への介護予防に関する出前講座の際、チェックシートを実施する。
- ・事業対象者へ元気力向上教室のパンフを郵送する。
- イ 介護予防普及啓発事業
- ○介護予防普及啓発に関する取組計画

サロン等への介護予防に関する出前講座を行う。

出前講座等で元気力向上手帳、いたばし健康長寿100歳!を配布、活用を行う。

- ウ 地域介護予防活動支援事業
- ○介護予防活動団体の立ち上げ及び継続支援に関する取組計画
- ・「ケアポート 10」「ゆずり葉」への支援を行う。
- ・介護予防団体の立ち上げ目標: 22か所。
- ・ウェルネス活動推進団体支援事業を活用し、団体の活動支援を行う。
- エ 地域リハビリテーション活動支援への協力
- ○リハビリテーション専門職との連携による活動支援に関する取組計画
- ・地域リハビリテーションネットワークの連携を図る。また、地域リハ調整連携会議へ参加。